

鳥取方式フレイル予防フェア開催業務委託仕様書

1 業務の名称 令和6年度鳥取方式フレイル予防フェア開催業務

2 委託期間 契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務の目的

鳥取県は独自に2月をフレイル予防月間としており、鳥取方式フレイル予防対策（※）の取組の一つとして、県民のフレイル予防に関する認知度を向上させるイベントを展開し、一人一人が世代に応じたフレイル予防を実践するための契機とすることを目的とする。

（※）フレイル及びその予防に関して、全世代に向けて、関係機関・団体の相互連携による認知度アップ、無関心層への啓発、世代の特性に応じた支援メニューの提供、多様な主体への活動支援などの総合的な対策。

4 業務の内容

（1）イベント実施

幅広い世代の方がフレイルについて知り、「栄養・口腔」「運動」「社会参加」のポイントを押さえたフレイル予防の実践に繋がるもので、以下の内容を盛り込むこと。

- ・参加型の内容（例：フレイルチェック、体操、クイズ等）
- ・認知度向上の事後評価ができること（例：アンケート、会場での物品配布数等）
- ・行政ブースの設置（長机1台程度）

（2）開催日

令和7年2月フレイル月間内上旬の土日祝日のいずれか1日（半日程度）

（3）実施場所

イオンモール鳥取北店（鳥取市晩稲348） 例：セントラルコート等

（4）業務内容

ア イベント内容の企画・運営

- ・（1）の内容を満たすイベントを企画・実施する。本事業の準備から終了までの進行管理、関係機関や出演者等との交渉・連絡調整、イベント会場運営等一切の業務を行う。これらに要する人件費及び旅費等（講師、出演者及び出展者等への謝金・旅費等を含む）を含めすべての経費を委託料に含めるものとし、受注者において支払を行うこと。
- ・本業務を確実に実施するために必要な人員は受注者において適切に配置し、人員に係る経費についても全て委託料に含め、受注者において支払を行うこと。

イ イオンモール鳥取北店との交渉等

会場使用に係る交渉・調整、経費の支払いを行う。

※会場使用料は無料とすることについて、イオンモール鳥取北店と交渉済。

ウ 進行管理・運営

イベント当日の進行管理・運営を行う。必要に応じて司会者を用意してイベントの司会・進行管理を行う。また、出演者への謝金・旅費等の支払い、その他必要な費用の支払いを行う。

エ 会場の設営・撤去

- ・イベント会場の設営、装飾及び各種看板の作成・設置を行う。
- ・必要な設備（照明・音響機材等）を設置し、操作及び維持管理を行う。
- ・イベント終了後は、設置した設備、備品及び看板等をすべて撤去する。

オ 来場者に関する業務

- ・来場者の整理、救護、安全確保を行う。
- カ 運営マニュアル等の作成、消耗品の調達等
- ・運営マニュアル・進行台本の作成を行う。
- ・関係者（出演者、スタッフ、事務局等）証の作成及び配布を行う。
- ・その他、イベントの実施に必要な消耗品の調達を行う。

キ 広報に関する業務

- ・イベント開催を周知するためのチラシの作成及び県内全域の幅広い世代に対する配布を行う。

- ・その他、新聞広告、地元メディア情報誌の広告、SNS等を利用し必要な広報を行う。
※チラシ等のデータは、PDFファイルを発注者に納品すること。なお、納品されたデータは、発注者が作成する印刷物、ホームページ等で使用できるものとする。

(5) 実施計画の策定

次の内容を含む実施計画書を作成し、発注者が別途連絡する日までに提出すること。

ア 実施計画（イベント内容、タイムスケジュール、広報計画等）

イ 組織体制図

ウ 会場の配置及び装飾計画

エ その他発注者が提出を求めた書類

5 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者と随時協議・調整を行うこと。
- (2) 本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (3) 本業務に関する成果物の所有権は、原則として委託者に帰属する。
- (4) 委託料は、本業務が完全に履行された場合のみ支払う。業務の一部が履行されない場合、又は履行内容が企画書の内容と著しく異なる場合には、委託料の全部又は一部を支払わない。